

国税不服審判所長 伊藤 繁氏

# 国税不服審判所及び審査請求の現在の状況について

■とき…令和4年10月21日(金)

執行機関から独立した機関として

昭和45年に発足

本日は、国税不服審判所や審査請求の現在の状況についてご説明いたします。

また、国税不服審判所では税理士等から採用された国税審判官の方々が活躍されていますので、そのことについてもご紹介いたします。

まず国税不服審判所の設立の沿革からお話しします。昭和24年のシャープ勧告に基づき、所得税等の課税処分に対する納税者の異議処理機構として、「協議団」制度が設けられました。協議団制度の下では、所得税等の更正・決定処分不服がある者は、まずその処分をした税務署長に再調査の請求をし、その決定なお不服がある者は、更に国税局長に審査の請求をするという二審制がとられていました。国税局長が審査の請求を処理する

に当たっては、国税局に所属する協議団の協議を経なければならぬこととされ、その協議は3人以上の協議官により構成される合議体によって第三者的、客観的立場で公平に行われることになっていました。

協議団制度は、当時の不服審査制度にはなかった全く新しい考え方を導入したもので、その後20年間にわたり、納税者の正当な権利の救済を通じ、我が国の申告納税制度の定着とその発展に大きく貢献してきたと評価されています。

しかしながら、他方で、協議団は国税局長の下にあり自ら裁決権を有しないことから、納税者の納得のいく裁決がされない、あるいは国税庁長官の通達に拘束されるという批判がありました。そのため協議団に代わる新たな審理・裁決機構についての検討が必要とされました。

そこで、政府税制調査会による検討が行われ、昭和43年、自ら裁決権を有する

「国税不服審判所」を国税庁の附属機関として設けることという答申がなされました。これを受け国税通則法が改正され、昭和45年5月1日、他の行政分野に類例を見ない、執行機関から独立した不服申立処理機関として国税不服審判所が発足しました。

当初、国税庁の附属機関として設立された国税不服審判所ですが、昭和59年の国家行政組織法の改正により、国の行政機関には特に必要がある場合には法律の定める所掌事務の範囲内で法律の定めるところにより「特別の機関」を置くことができることとされ、それを受けた大蔵省設置法の改正により「特別の機関」になりました。現在は財務省設置法第4章「国税庁」の第3節「特別の機関」にある第22条第1項で「国税庁に、国税不服審判所を置く」と規定されています。国税不服審判所は、平成9年の行政改革会議



◎伊藤 繁(いと・しげる)氏

平成元年早稲田大学法学部を卒業後、平成13年東京地裁判事、平成30年東京地裁判事部総括を経て、令和4年4月国税不服審判所長に就任。

photo.中島淳一郎

の整理では、検察庁、海難審判所とともに、「司法機能と関係する機能若しくは準司法的機能又はこれと関係する機能を有するため」に高度の独立性を有している機関」というものに位置づけられています。

国税不服審判所は全国を管轄する一つの組織ですが、審査請求人の便宜及び審査請求事件の効率的な処理を行うために、その事務の一部を取り扱う支部が全国に12か所設置されています。その支部に対応する中央の組織を本部と呼んでおり、本部は国税庁がある霞が関に置かれています。支部は各国税局の所在地に置かれ、

管轄区域は国税局と同一となっています。また地方に在住する審査請求人の便宜のために、支部によっては支所が置かれ、5つの支部に合計7つの支所が設置されています。

### 国税庁長官の通達に拘束されずに裁決できる裁決は行政部内の最終判断となる

「国税不服審判所の権限」について3点説明します。1つ目は、国税不服審判所設立に伴い、国税庁長官の権限から裁決権が分離・独立され、国税不服審判所長

が裁決権を持ったことです。これは前身の協議団との最大の相違点です。

2つ目は、国税不服審判所長が国税庁長官の通達に示された法令解釈に拘束されないことです。ただし裁決機関と執行機関の法令解釈が異なるとき、それをそのまま放置するのは実務に混乱を来します。「行政の統一性確保」の観点から調整が必要になるため、国税通則法第99条に調整の手續が規定されています。

3つ目は、裁決は関係行政庁を拘束する行政部内の最終判断であることです。そのため原処分庁は裁決に不服があっても、その取消しを求めて裁判所に訴えを提起することはできません。また国税通則法では裁決で審査請求人の不利益に処分を変更することはできないこととされています。

### 国税不服審判所の使命等

国税不服審判所の使命は次のとおりです。これは、国税不服審判所の創設以来不変のものであります。

#### 【国税不服審判所の使命】

国税不服審判所は税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正

かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資すること。

国税不服審判所では、中立性及び裁決の公正さを人的構成面からも担保するために、外部からの任用を積極的に行っています。

国税不服審判所長は、財務大臣の承認を受けて、国税庁長官が任命することになっていきます。任命権者は国税庁長官ですが、国税不服審判所の独立性・第三者性に鑑み、財務大臣の承認という手続が必要とされています。国税不服審判所が発足して以来、歴代の所長は裁判官の出身者が務めています。私もそうです。

また、実際に審査請求の調査・審理を行う支部の首席国税審判官は、現在、東京支部では検察官の出身者が、大阪支部では裁判官の出身者が務めています。また、関東信越、東京、名古屋、大阪、広島の大規模5支部では、裁判所や検察庁からの出身者を、法令解釈の統一性が確保されているか等の審査を担当する国税審判官に任用しています。

さらに、平成19年度以降、特定任期付職員として税理士、弁護士、公認会計士

等の民間専門家を国税審判官（以下、任期付審判官）に任用しています。平成25年度からは事件を担当する、すなわち合議体を構成する国税審判官の約半数が任期付審判官になっていきます。現在、任期付審判官が全ての支部に配置され、また合議体には必ず1人は入っている状況です。このような国税不服審判所における多様な人的構成は、事件について多角的検討を可能にし、適正な裁決にもつながっていると考えています。

### 国税不服申立制度の概要と 審査請求における審理の流れ

国税に関する不服申立制度の概要は【スライド1】のとおりです。

税務署長、国税局長又は税関長が行った処分について説明しますと、納税者が国税に関する法律に基づく処分を受け、その処分に不服がある場合には、原処分庁に対する「再調査の請求」又は国税不服審判所長に対する「審査請求」を選択して行うことができます。その期間は、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合にはその受けた日）の翌日から起算して3か月以内です。

納税者が再調査の請求を選択した場合

には、原処分庁は処分が正しかったかどうかを改めて見直し、決定でその判断を示します。納税者は、その決定になお不服がある場合には、国税不服審判所長に対して審査請求ができます。この場合、再調査決定書の送達を受けた日の翌日から起算して1か月以内に行わなければなりません。

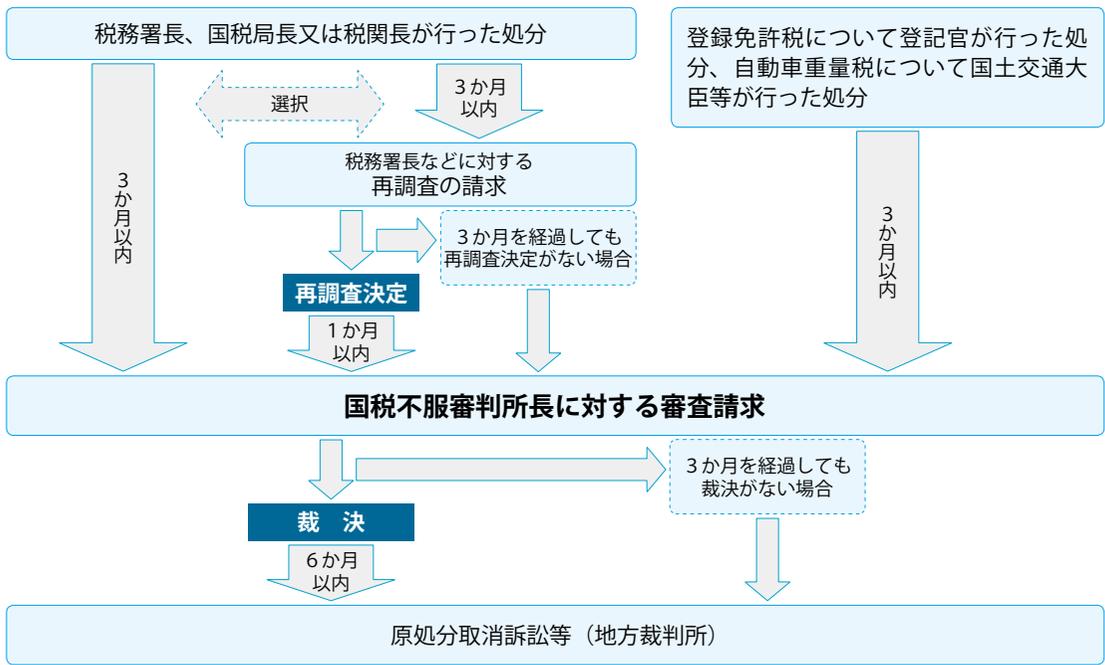
審査請求がされたら、国税不服審判所は審査請求人と原処分庁の双方の主張を十分に聞いた上で、調査・審理を経て裁決を行います。裁決を受けた審査請求人が、その裁決後の処分になお不服があるときは、地方裁判所に訴えを提起することができます。その期間は、裁決があったことを知った日から6か月以内とされています。

【スライド2】は、審査請求における一般的な審理の流れを示したものです。審査請求人から審査請求書が提出されると、国税不服審判所では、その審査請求が法律の規定に従ってなされているかを確認するため形式的な審査を行います。その結果、審査請求期間を過ぎてなされた審査請求であるなど、明らかに不適法な場合には却下の裁決をします。

他方、適法な審査請求であると認められた場合や、明らかに不適法な審査請求

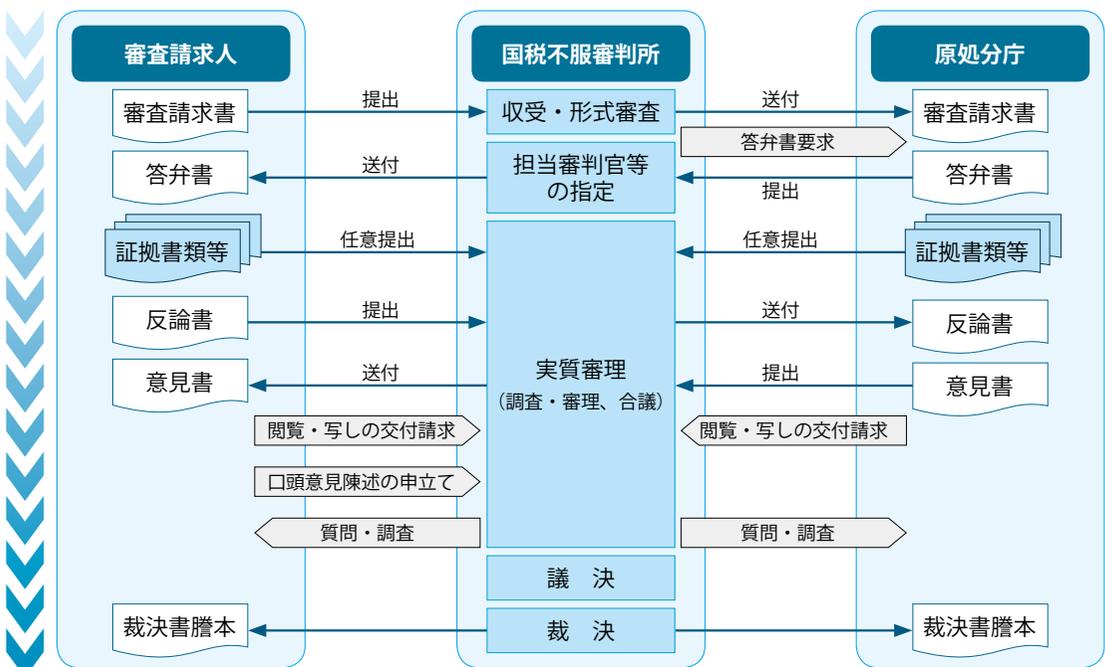
■スライド1

国税に関する不服申立制度の概要



■スライド2

審査請求における一般的な審理の流れ



であるとは認められない場合には、国税不服審判所長は原処分に対して答弁書の提出を求めるとともに、事件を担当する担当審判官1名及び参加審判官2名以上を指定します。これらの担当審判官と参加審判官で構成されるものを合議体といます。

その後、原処分から答弁書が提出されると、その副本を審査請求人に送付します。答弁書には審査請求人が審査請求書に記載した審査請求の趣旨や理由に対応する原処分側の主張が記載されませんが、審査請求人は答弁書に対して反論がある場合には反論書を提出することができます。それに対して原処分から意見書が提出されることがあります。また、審査請求人も原処分も任意に証拠書類等を提出することができます。

さらに、審査請求人も原処分も、国税不服審判所が保有している証拠書類等の閲覧・写しの交付を請求できます。審査請求人は、申立てをすれば、口頭で意見を述べること（口頭意見陳述）や、その際に担当審判官の許可を得て原処分庁に質問をすることもできます。これらについては後ほど詳しく説明します。

担当審判官はこうした手続を通して明らかとなった審査請求人と原処分庁の双

方の主張を整理し、必要に応じて争いのある事項すなわち「争点」に関して、原処分庁や審査請求人などに質問や調査を行います。担当審判官はこのようにして審査請求事件の調査・審理を進め、それが終了すると当事者双方に審理手続の最終の通知を行います。その後、合議体の議決を経て、これに基づき裁決がされ、その結果が裁決書謄本の送付により請求人、原処分庁双方に通知されます。

### 法令解釈に関する行政の統一性確保のための仕組み（国税通則法第99条）

先ほど述べたとおり、裁決機関と執行機関で法令の解釈が異なるとき、それを放置するのは実務に混乱を来すこととなるため、国税通則法第99条はその調整の手続について規定しています。

まず国税不服審判所長は、国税庁長官の通達と異なる法令解釈により裁決をする場合又は他の国税に係る処分を行う際における法令解釈の重要な先例となることを認められる裁決をする場合には、あらかじめその意見を国税庁長官に通知します。そして国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ国税庁長官がそれを相当と認める場合に

は、それで終了となりますが、それ以外の場合は、国税庁長官と国税不服審判所長が共同して国税審議会に諮問し、国税不服審判所長はその国税審議会の議決に基づいて裁決することとなります。

国税不服審判所の創設以来、国税不服審判所長が国税庁長官に対し意見を申し出た事件は9件あり、いずれも平成26年の国税通則法改正前のものであります。そのうち1件は国税庁長官の通達と異なる解釈をするものであり、8件は重要な先例となると認められるものですが、これら9件は、いずれも国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めたため、国税審議会に諮ることなく裁決に至っています。これらの場合には、併せて通達改正等が行われています。

裁決の種類には次の5つがあります。

- ・ **全部取消し**…審査請求人が原処分全部の取消しを求めるときにおいて、その請求の全部を認めたもの。
- ・ **一部取消し**…審査請求人が原処分全部の取消しを求めるときにおいて、その請求の一部を認めたもの、又は審査請求人が原処分の一部の取消しを求めるときにおいて、その請求の全部又は

一部を認めたもの。

・**変更**…審査請求人が原処分の変更を求めるとき、その請求の全部又は一部を認めたもの（例えば、耐用年数の短縮に関する処分に対し、耐用年数を変更する裁決など）。

・**棄却**…審査請求人が原処分の取消し又は変更を求める場合において、その請求を認めなかったもの。

・**却下**…審査請求が正当な理由なく法定の期間経過後にされたとき、国税に関する法律に基づく処分に該当しないものを審査請求の対象としているときなど、その請求が不適法であるもの。

先ほど、形式的な審査の結果、明らかに不適法な審査請求である場合には却下の裁決をする述べましたが、形式的な審査の段階では審査請求が明らかに不適法であるとは認められず、その後の手続が行われた場合であっても、最終的に審査請求が不適法であると判断されれば却下の裁決がされることになります。

## 事務運営の基本方針

国税不服審判所では前述した「使命」を果たすために、発足以来、次の3点を事務運営の基本方針として、審査請求事

件の公正妥当な処理に努めています。

### ①争点主義的運営

不服申立てに係る審理の対象範囲については、総額主義と争点主義という考え方があります。総額主義とは原処分庁の課税処分によって確定された税額が、処分時に客観的に存在した税額を上回るか否かを判断するために必要な事項の全てに及ぶとする考え方で、争点主義とは原

処分庁が行った課税処分の理由との関係における税額の適否とする考え方であり、総額主義が判例及び実務の立場ですが、国税不服審判所は納税者の権利救済機関であることに鑑み、審査手続上の諸権利を尊重するとともに、その運用に当たっては審査請求人等が十分にその主張を尽くし得るよう配慮した上で、当事者双方から事実関係や主張を聞き、そこから導き出される主張の相違点をわち争点に主眼をおいた調査及び審理を行っています。

### ②合議の充実

審査請求事件の調査及び審理は、担当審判官1名と参加審判官2名以上により構成される合議体において進めます。合議体の構成員である担当審判官等は裁決の基礎となる議決をするに当たり、それぞれ独立した権能が与えられている趣旨に鑑み、合議体の検討の場である合議に

において、各人が十分に意見を出し合い、公正妥当な結論に到達するよう議論を尽くすよう努めています。合議体に国税庁出身者だけでなく民間専門家から任用された任期付審判官も加わっていることは、多角的な検討による合議の充実に役立つものであると考えています。

### ③納得の得られる裁決書の作成

審査請求に対する結論は裁決書によって審査請求人や原処分庁に通知されます。この裁決書の作成に当たっては、主張や事実は簡潔に記述し、判断は争点についての論理展開が明瞭で説得力を持った分かりやすいものとなるよう努めています。

## 事務運営の具体的方針

国税不服審判所では、事務運営の具体的方針として、次の5点を掲げています。

①充実した調査・審理に基づく適正な裁決を行うこと

調査・審理に当たっては、早期・的確な争点整理を主導的に行い、主張を裏付ける証拠書類等の提出を審査請求人や原処分庁へ促した上で、必要に応じて職権により調査を行います。そして合議において各人が意見を出し合い、十分に議論を尽くして結論を出します。

②原則として1年以内に裁決をすること  
事件の審理の遅延を防ぎ、適正さを犠牲にすることなく審査請求人の権利利益の迅速な救済を図る観点から、審理期間の目安となるものとして、審査請求書の国税不服審判所に到達してから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準審理期間）を1年と定め、原則として1年以内に処理できるように取り組んでいます。

なお、国税庁の実績の評価においても、審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、審査請求の1年以内の処理件数割合を指標として設定しています。その目標値は適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえて95%と設定し、迅速な処理に取り組んでいます。

### ③審判の透明性を確保すること

国税不服審判所では審査請求人又はその代理人に対し、審査請求における各種手続や審理の状況・予定などの情報を分かりやすく適切に提供することによって、審判の透明性を高め、より国民の理解しやすい審判を実現し、もって国税不服審判所への信頼の確保を図ることを目的として、主に次のような取組を行っています。  
・リーフレット等の交付…審査請求書の

提出があった際に、リーフレット「国税不服審判所における審査請求手続（一般的な審理の流れ）」と、パンフレット「審査請求よくある質問―Q&A―」を交付する。担当審判官との初めての面談の際にはこれらを使って審査請求手続を審査請求人に説明する。

・**担当者の連絡・紹介**…審査請求事件の担当者が決定した場合に、その氏名等を書面でお知らせする。また初めての面談の際に担当審判官から全ての担当者を紹介する。

・**「審理の状況・予定表」の交付**…答弁書や反論書などの主張に関する書面の提出状況、書面の作成時点の争点、調査・審理の状況、今後の予定などを記載して審査請求人及び原処分庁に交付する。

・**「争点の確認表」の交付**…担当審判官は主張に関する書面などに基づき争点を整理し、争われている原処分や争点、争点に対するそれぞれの主張などを簡潔に整理した「争点の確認表」を作成し、審査請求人及び原処分庁に交付する。

④**裁決の質的向上を図ること**  
実践的かつ効果的・効率的な研修を通じて、職員の法律知識や実務的技能を養成することなどにより、裁決の質的向上

を図ることとしています。

⑤**簡潔、明瞭な裁決書を作成すること**  
裁決書の作成に当たっては、説得力を持った分かりやすいものとなるよう、個々の事件に応じて工夫しています。  
(次頁に一覧)

## 使いやすさや公正性の向上の観点から国税に関する不服申立制度を見直し

国税不服審判所は創設から半世紀を超える歴史を有しておりますが、これまでの主な動向を簡単に示すと次のようになります。

**平成19年** 税理士、弁護士、公認会計士などの民間専門家を任期付審判官として登用開始。

**平成23年** 審判の透明性を確保するため、「争点の確認表」や「審理の状況・予定表」の交付などの取組を開始。

**平成25年** 審査請求事件を担当する審判官の約半数が任期付審判官になる。

**平成28年** 改正国税通則法が施行。

**令和2年** 国税不服審判所設立50年。

さて、行政処分に関する不服申立ての一般法は行政不服審査法であり、国税通則法はその特別法です。行政不服審査法は昭和37年の制定以来約50年間、実質的

### ■国税不服審判所の使命

税務行政部内における公正な第三者的機関として適正かつ迅速な事件処理を通じて

- ・納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに
- ・税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とする

### ■事務運営の基本方針

- ①争点主義的運営
- ②合議の充実
- ③納得の得られる裁決書の作成

### ■事務運営の具体的方針

- ①充実した調査・審理に基づく適正な裁決を行うこと
- ②原則として1年以内に裁決をすること
- ③審判の透明性を確保すること  
(行っている主な取組み)
  - ・リーフレット等の交付
  - ・担当者の連絡・紹介
  - ・「審理の状況・予定表」の交付
  - ・「争点の確認表」の交付
- ④裁決の質的向上を図ること
- ⑤簡潔、明瞭な裁決書を作成すること

な改正が行われませんでしたでしたが、この間国民の権利意識は変化し、平成5年には行政手続法が制定され、平成16年には行政事件訴訟法が改正されるなど、制度を取り巻く環境が大きく変化し、審理の公平性の確保など時代に則した制度の見直しが喫緊の課題でした。

そのため使いやすさや公正性の向上の観点から、行政不服審査制度の抜本的な見直しが進められ、改正行政不服審査法が平成26年6月に成立し、平成28年4月1日から施行されました。また、これに合わせて、同様の観点から国税に関する不服申立制度の見直しも進められ、改正

国税通則法が平成26年6月に成立し、平成28年4月1日から施行されています。

1. 使いやすさの向上の観点からの改正

① 不服申立前置の見直し

従前は税務署長等がした国税に関する処分不服がある場合には、青色申告書に係る更正等の場合を除き、まず異議申立てをして、その決定後に審査請求をすべきこととされていましたが、納税者の選択肢を増やし、その利便性の向上を図るために、全ての処分について原処分庁に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」を選択して行うことができることとされました。な

お、「異議申立て」は「再調査の請求」に名称が変更されています。この不服申立前置の見直しは非常に大きな改正です。

### ② 不服申立期間の延長

従前は異議申立てや例外的に認められていた直接審査請求は、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合）にはその受けた日（翌日から起算して2か月以内にしなければなら

いとされていましたが、それが3か月に延長されました。また、不服申立期間の例外について、従前の「天災その他やむを得ない理由があるとき」が、「正当な理由があるとき」に改められました。

### ③ 標準審理期間の設定

国税不服審判所長は不服申立てが到達してから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは事務所に備え付けるなどして公にしなければならぬとされました。国税不服審判所においては標準審理期間を1年と定め、ホームページに掲載しています。

### ④ 審理手続の計画的進行及び計画的遂行の導入

改正国税通則法では審理手続の計画的進行についての規定が導入され、審理関係人及び担当審判官は簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないと定められました。審理関係人とは審査請求人、参加人及び原処分庁をいいます。国税不服審判所においては、審理手続の計画的進行に努めています。なお、審理関係人も審理手続の計画的な進行に協力することが求められています。

また、審理手続の計画的遂行についての規定が導入され、担当審判官は審査請求に係る事件について審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、審理手続の申立てに関する意見聴取を行うことができるようになりました。

## 2. 公正性の向上の観点からの改正

### ① 証拠物件の閲覧対象の拡大・写しの交付の導入

改正国税通則法においては、閲覧対象は審理関係人が任意で提出した物件だけでなく、担当審判官が職権調査で収集した資料も対象に加えられました。また、閲覧請求だけでなく、写しの交付の請求も加えられました。なお、これらの拡充の際に請求権者には原処分庁も加えられています。

### ② 審査請求人の原処分庁に対する発問権の創設

従前から口頭意見陳述の制度はありませんでしたが、原処分庁との関係では、担当審判官が必要があると認めるときは原処分庁の職員に審査請求人又は参加人の意見の陳述を聞かせることができますというようにとどまっていました。しかし、改正

国税通則法では、充実した審理とするため、審査請求人又は参加人から申立てがあった場合には、担当審判官が期日と場所を指定して原処分庁を含む全ての審理関係人を招集して口頭意見陳述をさせることとされ、さらにその申立てをした者は担当審判官の許可を得て、原処分庁に対して質問を発することができることとされました。

### 審査請求の発生状況と処理状況 発生件数はコロナ前に戻りつつある

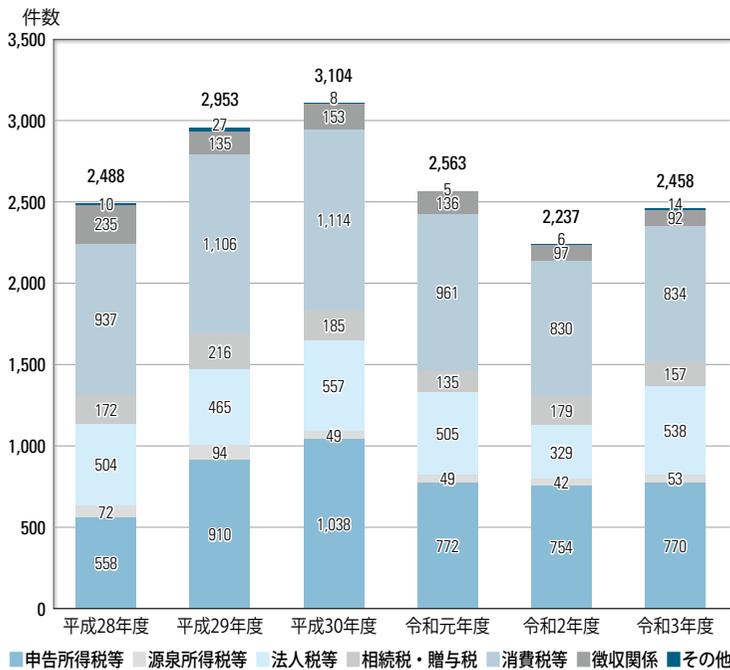
改正国税通則法施行後の平成28年度以降の審査請求の発生状況について説明します。「スライド3」のとおり、件数は平成28年度から平成30年度にかけて増加し、平成30年度は改正国税通則法施行後最高の3104件になりました。令和元年度は、理由はよく分かりませんが2563件に減少し、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響で更に減少して2237件となりましたが、令和3年度は2458件にまで増加してコロナ前の水準に戻りつつあります。税目別ではいずれの年度においても最も多いのは消費税等、次いで所得税等、法人税等となっています。令和元年度から令和3年度にかけて見た場合、法人税等が

令和2年度に大きく減少し、令和3年度に大きく増加したのが特徴的です。

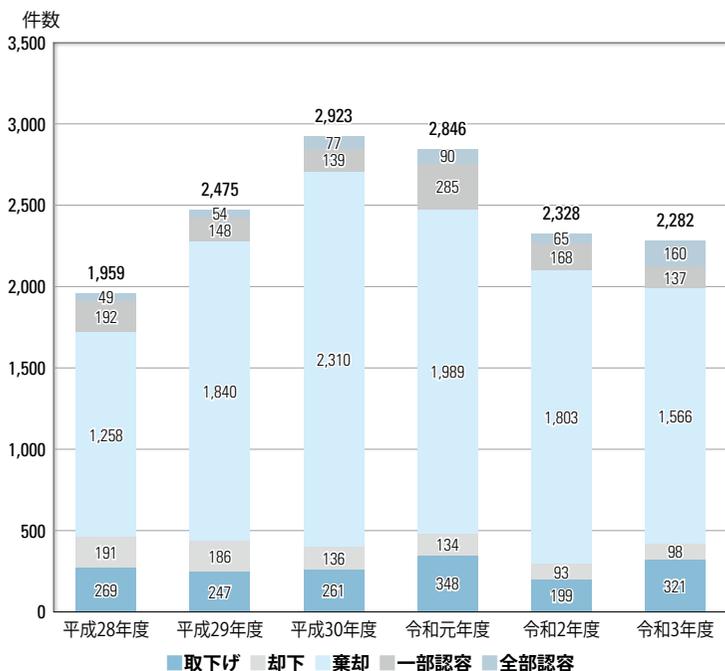
先ほど説明したとおり、国税通則法改正前は、税務署長等がした国税に関する処分不服がある場合には、青色申告書に係る更正等の場合を除き、まず異議申立てをして、その決定後に審査請求をすべきこととされていたのに対し、国税通則法改正後は、全ての処分について原処分庁に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」を選択して行うことができることとされました。

そのため、直接審査請求の割合は、改正国税通則法施行前の平成27年度は17・5%でしたが、改正国税通則法施行後の平成28年度は59・2%となり、令和2年度から70%を超え、直近の令和3年度には72・8%になっています。このように現在では直接審査請求の割合が非常に高くなっていますが、直接審査請求された事件は再調査の請求の手続を経ないことから、必ずしも十分に争点の明確化がされないまま審査請求がされている状況にあります。国税不服審判所としては、適正かつ迅速な審理の実現のため、調査・審理手続の改善・工夫を行っておりますが、審理関係人にも適正かつ迅速な審理の実現のためにご協力をお願いした

### ■スライド3 審査請求の概要 発生状況



### ■スライド4 審査請求の概要 処理状況



いと考えています。

審査請求の処理の状況としては、「スライド4」のとおり、平成28年度から平成30年度までは毎年処理件数が増加しましたが、令和元年度に少し減少し、令和2年度は前年比で約18%減少、令和3年度は更に前年比で約2%減少しました。令和2年度及び令和3年度の減少の要因は、その前年度の審査請求の件数が少な

かったことと、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響によるものと考えられます。処理の内容はグラフのとおりです。

ところで、国税不服審判所では、標準審理期間を1年と定め、実績の評価においても「審査請求の1年以内の処理件数割合」を指標として設定し、その目標値を95%としていることは、先ほど説明したとおりです。そこで審査請求の1年以

内の処理件数割合について見ますと、平成28年度から令和元年度まで順調に推移していましたが、令和2年度は83・5%、令和3年度は92・6%となっています。

なお、平成29年度以降、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いており、また令和3年度はそれに加えて災害等又は審査請求人の都合により調査・審理を

中断等した期間を除いて算出しています。令和2年度及び令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響等により、目標値の達成に至りませんが、国税不服審判所では引き続き、適正かつ迅速な事件処理に努めてまいりたいと考えています。

## 社会や環境の変化を踏まえた 国税不服審判所の取組

国税不服審判所では、国税不服審判所を取り巻く社会や環境の変化を踏まえて、①国税審判官の外部登用、②裁決事例及び裁決要旨のホームページへの掲載、③新たな国税不服申立制度の周知・広報、④ICTの利活用などの取組を行っています。まず②～④について説明し、最後に①を説明します。

### ・裁決事例及び裁決要旨のホームページへの掲載

国税不服審判所の裁決は原則として非公開ですが、審査請求人などの秘密保持にも十分配慮しながら、事実認定が他の事案の処理上参考となるものや納税者の主張が認められた事案で先例となるようなものなどについて、その全文を国税不服審判所ホームページに掲載・公表して

います。そして、公表された裁決が先例性を失った場合は公表を取りやめることとして、公表裁決の利用価値を高めています。また、公表されていない裁決についても、情報公開法に基づく開示請求に対する便宜のため、裁決の要旨をホームページに掲載しています。

### ・新たな国税不服申立制度の周知・広報

改正国税通則法は平成28年4月に施行されましたが、国税不服審判所では新たな国税に関する不服申立制度の周知・広報のためにパンフレット、リーフレット、Q&Aを作成して、全国の支部に配備しています。国税不服審判所のホームページにおいても、審査請求手続の説明やパンフレット・リーフレット・Q&A等の資料の掲載などを行っています。また、YouTubeに「審判所ってどんなところ?【国税不服審判所】という動画

を掲載しています。この動画は約40分のもので、審査請求事件について詳しく説明しています。ぜひご覧になっていただきたいと思います。

### ・ICTの利活用

e・Taxは納税者利便の向上に資する取組として、平成16年に運用を開始しています。あまり知られていないかもしれませんが、審査請求手続においても審

査請求書等の提出にe・Taxを利用することがありますので、ぜひご利用ください。

また、国税不服審判所では令和元年8月に業務の効率化・高度化を図ること等を目的として、Web会議システムを導入し、審査請求事件に関する合議や国税不服審判所内部で実施する会議、打合せ等において積極的に活用しています。また、コロナ禍の中で手続の日程調整や人の移動の困難性があったために、審査請求人との面談や口頭意見陳述をWeb会議システムを利用して行ったものがあります。これは、審査請求人に最寄りの支部にお越しいただき、そこでWeb会議システムで繋いで手続を行ったものです。国税不服審判所では今後も納税者にとつての利便性の向上のためにICTの利活用を図っていく必要があると考えています。

### 国税審判官の外部登用(任期付審判官)

#### ・国税審判官の外部登用

国税通則法施行令第31条第1号には、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有する者は国税審判官の



任命資格を有することが規定されています。平成12年に特定任期付職員制度ができましたが、国税不服審判所では平成19年度から民間専門家の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させるために、いわゆる任期付職員法に基づく「任期付審判官」の任用を開始しました。

そして、平成23年度税制改正大綱により、審査請求事件を担当する国税審判官の半数程度を民間専門家から登用することとされたことを受けて、民間専門家の国税審判官への外部登用を拡大し、平成25年度には事件を担当する審判官の約半数が任期付審判官となりました。現在、任期付審判官が全ての支部に配置され、また合議体に必ず1人は入っていることは先ほどご紹介したとおりです。

平成25年度以降、毎年概ね90名前後の民間専門家の方にご応募いただいています。今年度の採用では85名の応募があり、そのうち19名を採用しました。現在、

事件を担当する国税審判官100名のうち、ちょうど50名が任期付審判官であり、その内訳は弁護士25名、税理士17名、公認会計士8名となっています。

### 現職の任期付審判官（税理士）の声 「公正な裁決に貢献できる貴重な経験」

国税不服審判所では、ホームページに「国税審判官（特定任期付職員）のコラム」というページを設けて、任期付審判官のコラムを掲載しています。現職の任期付審判官（税理士）のメッセージを抜粋してご紹介します。

**税理士A氏**「裁判官、検察官、国税庁キャリア、特定税目専門の国税出身の職員、弁護士、公認会計士、税理士など様々な分野のプロフェッショナルと一緒に仕事ができる。各分野のプロフェッショナルの指摘や助言はどれも目から鱗のものばかりで、日々が発見の連続である。審査請求の調査・審理において掘り下げた検討を行っており、税法に対する理解が更に深まり、悩ましい事案に対する判断力を養うことができています。」

**税理士B氏**「今までの職歴の中で一番居心地が良い職場でやりがいのある仕事ができる喜びを毎日感じている。今まで

自分が税理士としてやってきたことの全てを活かして公正な裁決に貢献できるというのは滅多にない貴重な経験である。たくさんの税理士の方に経験していただきたいと思う。」

任期付審判官に応募することを考えている方にとっては、任期付審判官から見た国税不服審判所の職場環境や、任期付審判官が他の職員とどのように仕事をし、どのように感じているかは知りたい情報だと思えます。ぜひホームページのコラムをご覧くださいと思います。

今年度は任期付審判官の募集説明会を3回実施し、そのうち1回目と2回目は、初の試みとして、説明会参加者の自宅等と国税不服審判所本部を直接繋ぐオンライン方式で配信しました。3回の説明会それぞれにおいて、税理士、弁護士、公認会計士出身の現職の任期付審判官に話をさせていただきました。皆さん、国税不服審判所において様々な出身母体の方が一緒になって仕事をやる面白さや、公正・中立の立場で仕事をやるやり甲斐などを語られていました。

来年も任期付審判官の募集説明会を行いますので、興味のある方はぜひご参加いただければと思います。

（構成／TKC出版 清水公一朗）